

朕大日本帝國憲法の明文に依り樞密顧問の諮詢を経て貴族院令を發布す此の勅令を實施するの時期ハ朕が更よ命ずる所に依るべし
御名御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣	伯爵 黑田清隆
樞密院議長	伯爵 伊藤博文
外務大臣	伯爵 大隈重信
海軍大臣	伯爵 西郷從道
農商務大臣	伯爵 井上馨
司法大臣	伯爵 山田顯義
大藏大臣兼内務大臣	伯爵 松方正義
陸軍大臣	伯爵 大山巖
文部大臣	子爵 森有禮
遞信大臣	子爵 榎本武揚

勅令第十一號
貴族院令

本令は所謂上院なるものにして憲法の明文にあるが如く皇族華族及び勅任せられたる議員を以て組織せらるゝものなり總て十三條あり

第一條 貴族院ハ左の議員を以て組織す

- 一 皇族
- 二 公侯爵
- 三 伯子男爵各其の同爵中より選舉せられたる者
- 四 國家に勳勞あり又は學識ある者より特に勅任せられたる者
- 五 各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國稅を納むる者の中より一人を互選して勅任せられたる者

本條は貴族院に於ては左の各項に掲ぐる議院を以て之を組織するものとす第一は皇族とす第二は公侯爵とす第三は伯子男の三爵に於て各々同爵中より選舉せらる

者とす第四は國家に功勞あり又は學識あるを以て特に勅任せられたる者とを第五は各府縣に於て土地或は工業商業に付直接に多額の納税を爲す者の中より一人を互撰して勅任せられたる者とを

第二條 皇族の男子成年に達したるときは議席に列す

本條は皇族の男子に於ては滿十五年に達すれば議席に列する事を得るものとす

第三條 公侯爵を有する者滿二十五歳に達したるときは議員たるべし

本條は公侯爵を有する者に於ては年齢滿二十五歳に至れば議員の資格を有するものとす

第四條 伯子男爵を有する者よして滿二十五歳に達し各其の同爵の選に當りたる者は七箇年の任期を以て議員たるべし其の選舉に關する規則は別に勅令を以て之を定む
前項議員の數は伯子男爵各總數の五分の一を超過すべからず

る者は七ヶ年の任期を以て議員と爲る事を得るものとす而して其選舉に關する規則は別に勅令を以て之を定めらるものとす又た其議員の數は伯子男爵總數の五分の一より超過すべからざるものとす

第五條 國家に勳勞あり又ハ學識ある滿三十歳以上の男子よして勅任せられたる者は終身議員たるべし

本條は國家に勳功ある者又は學識あるものにして年齢滿三十才以上の男子勅任せられたるときは終身議員たるものとす

第六條 各府縣に於て滿三十歳以上の男子よして土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者十五人の中より一人を互選し其の撰に當り勅任せられたる者ハ七箇年の任期を以て議員たるべし其の選舉に關する規則は別に勅令を以て之を定む

本條は各府縣に於て土地或ハ工業商業に付直接に多額の國税を納むる者にして年

齡滿三十歳以上の男子十五人の中より一人を互擧して其當撰者勅任せられたるときは七ヶ年の任期を以て議員たるものとす其撰擧規則は勅令を以て之を定むるものとす

第七條 國家に勳勞あり又ハ學識ある者及各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者より勅令せられたる議員は有爵議員の數に超過する事を得ず

本條は國家に勳功あり又は學識ある者及び各府縣に於て土地或は工業商業に付直接に多額の國税を納むるものより勅任せらるゝ所の議員は爵位を有する議員の數に超過する事を得ざるものとす

第八條 貴族院は天皇の諮詢に應へ華族の特權に關る條規を議決す

本條は貴族院に於ては天皇陛下の諮詢に應へ奉つり兼て華族の特權に關る條規を議決するものとす

判決に關る規則ハ貴族院に於て之を議定し上奏して裁可を乞ふべし

本條は貴族院に於ては其議員の資格及び選舉に關する争訟を判決するものとす其判決に關する規則は貴族院に於て之を議定したる上奏して勅裁を請ふものとす

第十條 議員として禁錮以上の刑に處せられ又ハ身代限の處分を受けたる者あるときハ勅命を以て之を除名すべし

貴族院に於て懲罰に由り除名すべきものハ議長より上奏して勅裁を請ふべし

除名せられたる議員ハ更ハ勅許あるに非れば再び議員となることを得ず

本條は議員にして禁錮以上の處刑を受け又は身代限の處分を受けたるときは勅命を以て之を除名するものとす又ハ貴族院の懲罰により除名するものは議

上して勅裁を請ふものとき而して除名せられたる議員は勅許あるにあらざれば再び議員たる事を得ざる者とす

第十一條 議長副議長ハ議員中より七ケ年の任期を以て勅任せらるべし

被選議員よとして議長又は副議長の任命を受けたるときは議員の任期間其職に就くべし

本條は貴族院に於ては議長副議長は議員中より七ケ年の任期を以て勅任せらるるものとす又被選議員にして議長副議長の任命を受けたるときは議員の任期間其職に就くものとす

第十二條 此の勅令よ定むるもの、外は總て議院法の條規に依る

本條は貴族院に於ては此勅令に定むるもの、外は總て議院法の條規に依るものとす

第十三條 將來此の勅令の條項を改正し又は増補するときは貴族

院の議決を経べし

本條の將來此勅令の條項に對して改正又は増補を要するときは貴族院の議決を経るものとす

明治二十二年三月十二日印刷
同 年三月十二日出版 定價十錢

著者

群馬縣士族
中野了隨
日本橋區本石町二丁目
廿六番地

發行者

東京府平民
村形吉作
東京日本橋區小網町
二丁目十二番地

印刷者

東京府平民
桑原八郎次
東京日本橋區築地二丁目
十五番地

發行所

永昌堂
東京日本橋區小網町
二丁目十二番地

農商務大臣從二位勳一等爵

井上馨公題辭

元老院議官從四位勳四等

金井之恭公題辭

外務書記官兼第一高等中學校教諭正五位子爵久松定弘君跋

大審院檢事從五位日本法律學士磯部四郎君校訂并序

國分青崖先生題詩○井上經重君註釋

大日本帝國憲法註釋完

(定價六拾錢
郵稅拾二錢)

議院法○衆議院撰舉法○會計法○貴族院令

一本書ハ普通定價六十錢郵稅拾貳錢也特別一冊正價四拾五錢五冊以上ハ四十錢且御同

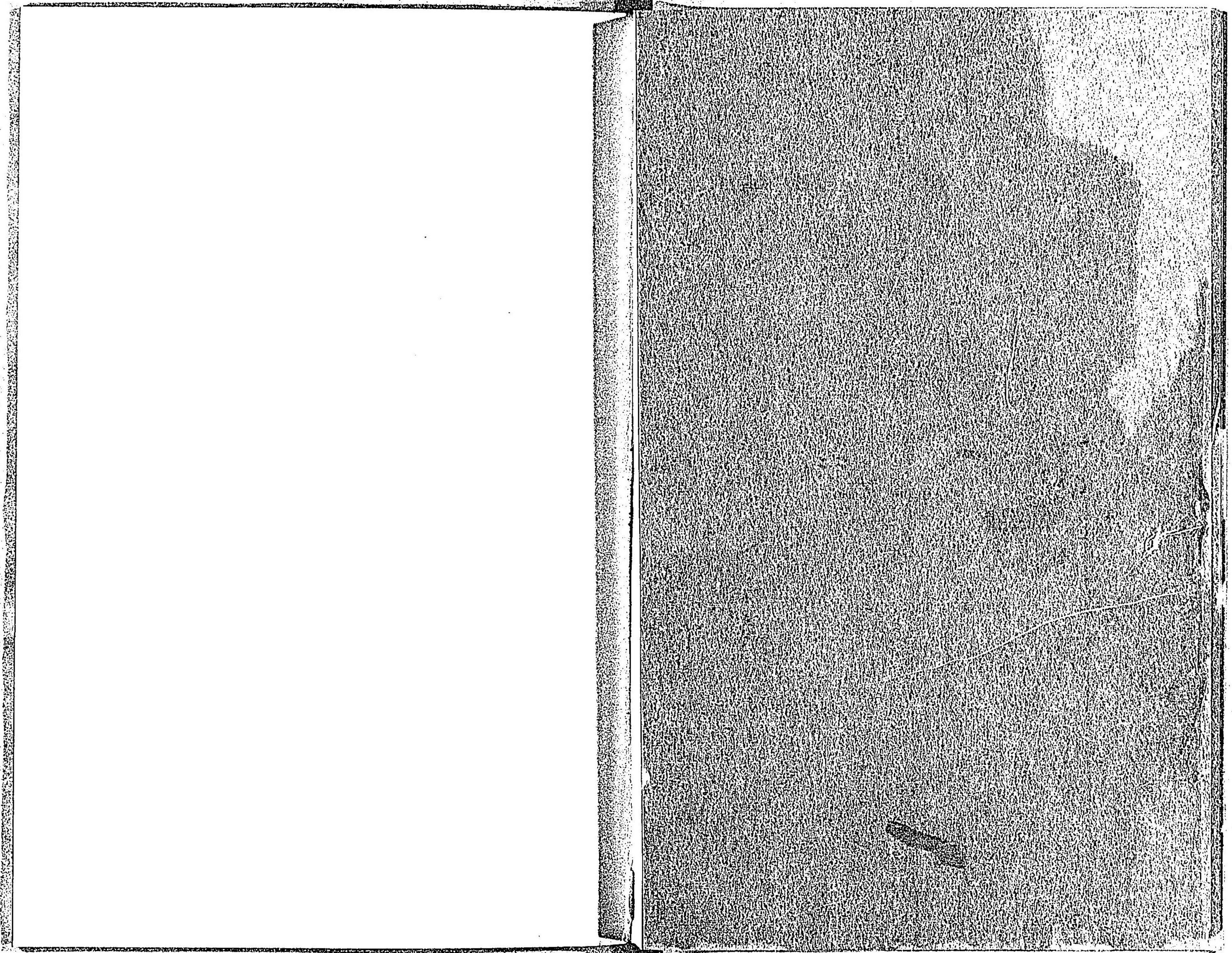
盟等ニテ十冊以上御注文之方ハ運賃申受ス通運便ヲ以テ御送付スベシ

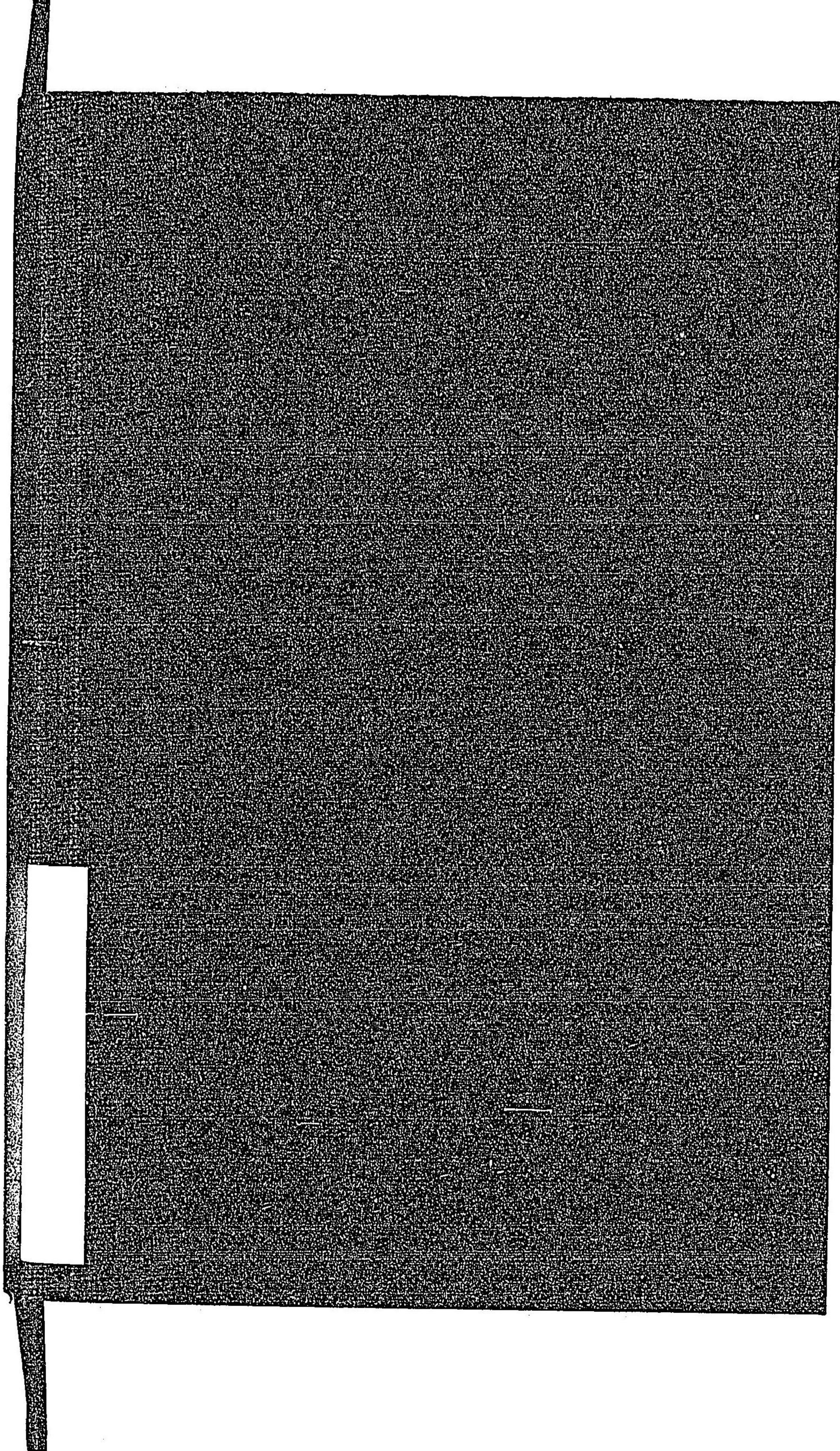
一本書御注文ノ節ハ銀行爲替或ハ通運便金圓速達法ヲ以テ御送付有クシ但シ郵便爲替

ニテ御送付ノ節ハ淺草橋郵便局へ御振込有クシ其爲替券受取人名ハ東京日本橋區小

町二丁目十二番地村形

非記名有クシ





特15

579

大日本帝国憲法俗解

国立国会図書館

031674-000-0

特15-579

大日本帝国憲法俗解

中野 了随/著

M22

BBE-0301

